

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び福山市の「水害ハザードマップ」によるところ、当会が立地する主要地域において、2mを超える浸水が予想されている。なお、芦田川及びその支流付近では、最大で5mを超える浸水が予想されており、警戒が必要である。

なお、平成30年7月豪雨災害時には、下表のとおり浸水被害があった。

区域	町名	床上浸水	床下浸水	浸水被害計
芦田川中流域	駅家町	89	80	169
高屋川・小田川流域	山野町	12	3	15
	駅家町	6	5	11
	加茂町	2	9	11
	小計	20	17	37
合計		109	97	206

■洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapShinsui.aspx>

■福山市水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び福山市の「水害ハザードマップ」によると芦田川、服部川、加茂川付近では土石流の危険箇所があるエリアが点在する。当会地域内の各ハザードマップ「2. 山野」、「3. 広瀬・加茂」、「4. 服部・駅家東」、「6. 駅家西」、「7. 駅家・宜山」を確認すると、製造業等数多く立地する山側法面において地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるとされている。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

■福山市水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

(地震 : 地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は時間の経過とともに高くなっています。今後30年以内にM8～M9クラスの地震が60%から90%程度以上の確率で発生すると予想されています。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており注意が必要です。

■南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■広島県地震被害想定調査報告書(H25.10最新版)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

福山市では地震による人的・物的被害想定は下表のとおり想定されています。

(被害が大きい南海トラフ巨大地震及び、どこでも起こりうる福山市直下型の地震について示した。)

想定地震	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊 棟数	半壊 棟数	焼失 棟数	死者	負傷者	要救助者	断水 人口	下水道 支障	停電 軒数
南海トラフ 巨大地震	16,528	52,004	27	6,221	6,529	5,549	421,248	159,750	17,118
福山市 直下型地震	30,047	50,609	630	1,773	14,257	-	413,478	139,583	28,845

(地震：J-SHIS・ハザードマップ)

地震ハザードステーション・ハザードカルテによると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 83.2% の確率で発生するとされている。

また、福山市の地震防災マップによると、当商工会地域内において、最大震度 6 強の地域が多く分布し、ごく一部ではあるが最大震度 7 の地域もあることが示されている。

■ J-SHIS 地震ハザードステーション

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

■ J-SHIS 地震ハザードカルテ

<https://www.j-shis.bosai.go.jp/labs/karte/>

■ 福山市地震防災マップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/690.html>

□ 30年、50年地震ハザード		
超過確率の値[%]	30年	震度5弱 83.2
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	震度5強	61.8
	震度6弱	20.9
	震度6強	2.4
震度の値	30年	3% 6弱(5.9)
		6% 6弱(5.8)
今後30年または50年にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	50年	2% 6強(6.1)
		5% 6弱(5.9)
		10% 6弱(5.7)
		39% 5強(5.3)
本所(駅家町)・支所(加茂町)		

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスが出現し、全国的に急速にまん延することにより、市民の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある。

■ 内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

■ 福山市感染症関連（保健予防課、最新情報）

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/>

(その他)

平成 30 年 7 月豪雨において、当商工会地域では、芦田川中流域・高屋川・小田川流域において、206 件の浸水被害が発生し、各種商工業・農林水産業へ甚大な被害をもたらした。また、令和 2 年から令和 4 年にかけての新型コロナウイルス感染症の流行により、事業者へ大きな影響を与えていいる。

今後、地震や水害などの自然災害だけでなく、感染症等を含めた様々なリスクへの対策が事業者に求められる。

(2) 商工業者の状況

① 福山北商工会地域内の事業者数（総務省統計局「経済センサス基礎・活動調査」集計結果）

	平成 24 年	平成 26 年	令和元年	平成 24 年対比 (令和元年)	増減数
商工業者数	1,136	1,081	1,127	99.2%	-9
小規模事業者数	933	886	932	99.9%	-1

平成 24 年対比で平成 26 年は商工業者数・小規模事業者数とともに約 5% の減少となったが、令和元年は増加に転じ、平成 24 年とほぼ同水準にまで回復している。

②当会会員における業種別商工業者数（商工会実態調査による） (令和7年4月現在)

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	合計
会員数	152	158	10	86	45	0	129	45	625

建設業(24.3%)、製造業(25.3%)とこの2業種で50%を超えており、次いでサービス業(20.6%)と続く。一方で、宿泊業は0となっている。

(3)これまでの取り組み

1) 福山市の取り組み

①地域防災計画の改正

- ・福山市防災会議において、毎年検討し修正している。(令和6年9月24日更新)

②福山市総合防災訓練の実施

- ・毎年11月第4日曜日に全市一斉の総合防災訓練を実施している。南海トラフ地震を想定した訓練を令和6年度は11月24日に実施し、多くの市民や関係機関が参加した。

③ハザードマップ等の作成配布

- ・令和5年3月に水害(洪水・土砂災害)ハザードマップを更新作成し公表している。また、市内の防災重点ため池1,066か所について、地震による決壊で浸水が想定される区域や避難場所を示したハザードマップを更新し、その他に、地震防災マップの作成も行っている。

④災害時応援協定の締結

- ・災害対応力の充実・強化に向けて、行政機関、事業者など様々な団体と応援協定を結んでいる。

⑤避難場所の検討

- ・浸水区域・土砂災害警戒区域の指定状況により、避難場所の見直しをしている。

⑥防災備品の備蓄

- ・令和5年3月に大規模自然災害から市民生活を確保し、計画的な備蓄を推進するため、災害備蓄物資の基本的な方向性や備蓄目標を定めた「福山市災害備蓄方針」を策定し、計画的な備蓄を推進している。

⑦防災に関する地域説明会の開催

- ・地域住民の防災意識の高揚を図るため、毎年梅雨時期前に市内の全自主防災組織を対象に「防災に関する地域説明会」を開催している。

⑧感染症に対する計画の策定

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、福山市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。(平成26年10月)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、福山市感染症予防計画を策定した(令和6年3月)
- ・感染症法及び地域保健法に基づき、福山市健康危機対処計画(感染症編)を策定した。(令和6年3月)

2) 当会の取り組み

①新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援の実施

- ・令和2年からの新型コロナウイルス感染症感染拡大に対して、持続化給付金・事業復活支援金をはじめとした給付金申請支援、コロナマル経他の特別貸付制度の斡旋、小規模事業者持続化補助金等の補助金申請支援など地域内事業者の事業継続支援を実施した。

②国の補助金を活用した防災意識・リスク対策意識の高揚

- ・令和3年度、当会青年部にて小規模事業者持続化補助金(ビジネスコミュニティ型)を申請、採択を受け、防災センターの視察、防災士を招聘した防災セミナーの開催、加えて中小企業診断士を招聘した事業継続力強化計画策定セミナーの開催を行い、事業継続力強化計画策定を推進した。 ⇒ 20事業者が事業継続力強化計画を策定

③広島県・県連合会主催の事業継続計画(BCP)策定セミナー等の周知

- ・広島県主催「BCP啓発セミナー」、広島県商工会連合会主催「事業継続リスク啓発セミナー」「事業継続力強化計画策定セミナー」等の開催について当会HPや公式LINEにて周知し、

参加を促した。

④各種防災情報発信システムへの登録促進

- ・災害発生予報や災害発生状況をいち早く事業者が取得し、対応ができるよう「ふくやま防災メール」、「福山市公式LINE」、「Yahoo!防災タイムライン」について当会HP等で周知し登録を促した。

⑤自然災害リスク対策としての火災共済等の提案

- ・広島県中小企業共済協同組合との連携により、水害も対象となる総合型火災共済を提案し、自然災害リスク低減への対応の啓発を行った。

⑥事業者への事業継続リスクの啓発、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・各部会事業や巡回・窓口相談の際に、自然災害等のリスクおよびそれに対応するための事業継続力強化計画策定の重要性を説き、また事業継続力強化計画策定支援を行った。

⇒ 第1期計画期間4年目までの目標12件に対して、200%以上上回る34件の計画策定支援を実施

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	3	3	3	3	3
実績件数	25	0	6	3	

計画策定件数が目標を大きく上回る一方で、策定後のフォローアップが十分ではなく、令和3年度・4年度に策定した計画が更新時期を迎えており、実施状況の検証・更新が課題となっている。

II. 課題

第1期計画では、自然災害等においては、当商工会の「福山北商工会事業継続計画」（令和2年11月に作成（第1版）。令和7年12月に改定（第2版））や事業継続力強化支援計画は策定しているものの、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、災害時の具体的な協力体制や運用ができていない。加えて、平時・緊急時のいずれの場合にも対応できるノウハウをもった職員、リスク対策としての共済・保険に対する助言を行える当会職員も不足している。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

速やかに感染拡大防止に対処できるよう、組織内の体制や、関係機関との連絡体制の構築が求められる。

平成30年の豪雨災害では、当会管内で約206者が被災し、福山市をはじめとする各種団体等と連携して各種被災地型支援に取り組んだ。また、新型コロナウィルス感染症流行時にも感染拡大防止対策や各種事業継続支援を実施したが、それぞれ数年が経過し、事業者の危機意識・被災等の経験が薄れる中で、ここ最近では事業継続力強化計画策定の必要性を説くも、反応が薄く策定件数が伸び悩んでいる状況である。

今後は、事業者の災害リスクに対する認識を高め、計画策定の必要性をあらためて説明し着実な計画策定につなげていくことが課題である。また、計画策定後の計画期間を経過した事業者に対してもフォローアップを行い計画の更新を行う必要性がある。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。（※郵送による周知に加え、当会HPや当会公式LINEアカウントを活用したリアルタイムでの周知も図る。）
- ・管内小規模事業者の事業継続力強化計画策定に関する指導・助言を行い、計画策定支援件数増加を図る。加えて、フォローアップを強化し計画期間経過後の更新にもつなげる。なお、マンパワー不足に対応するため、各種専門家派遣制度の活用も視野に入れる。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と福山市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」とい

うタイミングがないことから、「海外発生期」、「国内患者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染拡大期」と区分する）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連絡体制を平時から構築する。

【成果目標】

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
事業継続力強化計画普及推進事業者数	8 者	8 者	8 者	8 者	8 者
うち事業継続力強化計画策定事業者数	4 者	4 者	4 者	4 者	4 者

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第2期）

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と福山市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・「福山北商工会事業継続計画」について、感染症発災前後の外部環境変化を踏まえ、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにさらに見直しを行う。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回・窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明・周知を行う。
- ・福山市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む管内事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業所BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の導入、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事前に災害に備えて各会員事業所との連絡体制を構築する。そのため会員事業所の緊急連絡先としてメール・FAX番号・携帯番号等のリストを作成する。

2) 当会の事業継続計画（BCPマニュアル）の改訂

- ・当会の「事業継続計画」には、感染症対策が記載されていない為、その対策を加える。また、災害時に速やかに行動ができるようコンパクトで実のある内容に更新し、職員に周知する。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合や全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼に加え、セミナー等の共催を検討する。

4) フォローアップ

- ・第1期計画においては、新規の計画策定に加え平成30年豪雨災害時の支援事業者フォローを中心に実施した。第2期計画では、新規の事業継続力強化計画策定事業者支援とともに、計画期間を経過した事業者の計画更新支援や新規策定後のフォローアップなど継続支援を実施していく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、福山市との連携ルートの確認等を行う。訓練は「事業継続計画」に沿って実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。第一に職員の安否確認を速やかに行い、支援体制の早期構築を図る。その上で、「事業継続計画」をもとに、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・「事業継続計画」に記載のとおり、「安否確認サービス 2」等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と福山市とで共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福山市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1週間以内を目途に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地域内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と福山市は以下の間隔で被害情報の共有を行う。

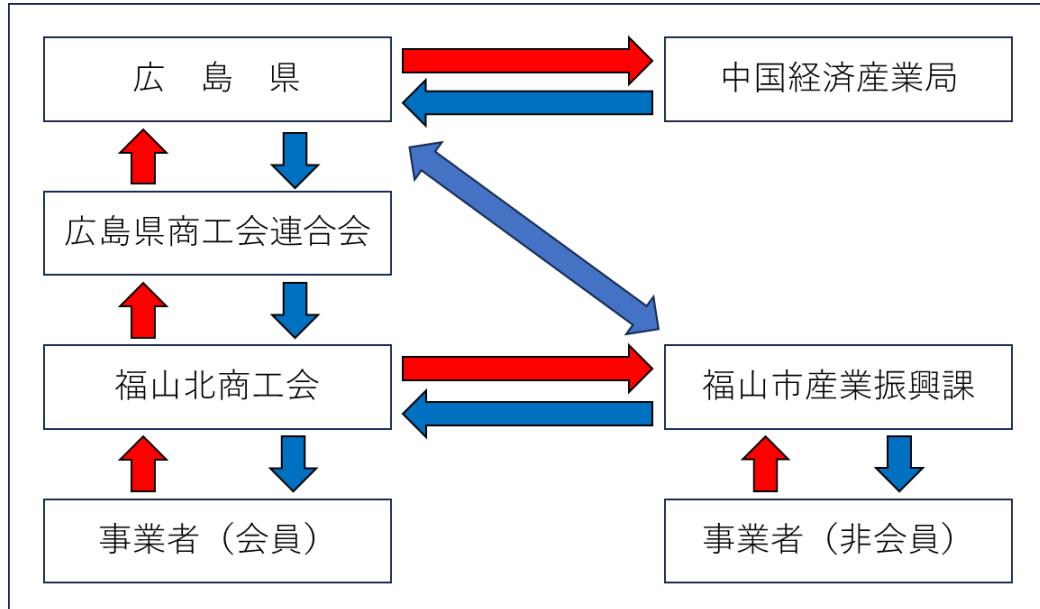
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

- ・福山市で取りまとめた「福山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地区での活動を行うことについて決める。
- ・当会と福山市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、福山市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と福山市が共有した情報を広島県の指定する方法にて当会又は福山市より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有または報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する。(当会は、国からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、福山市等の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

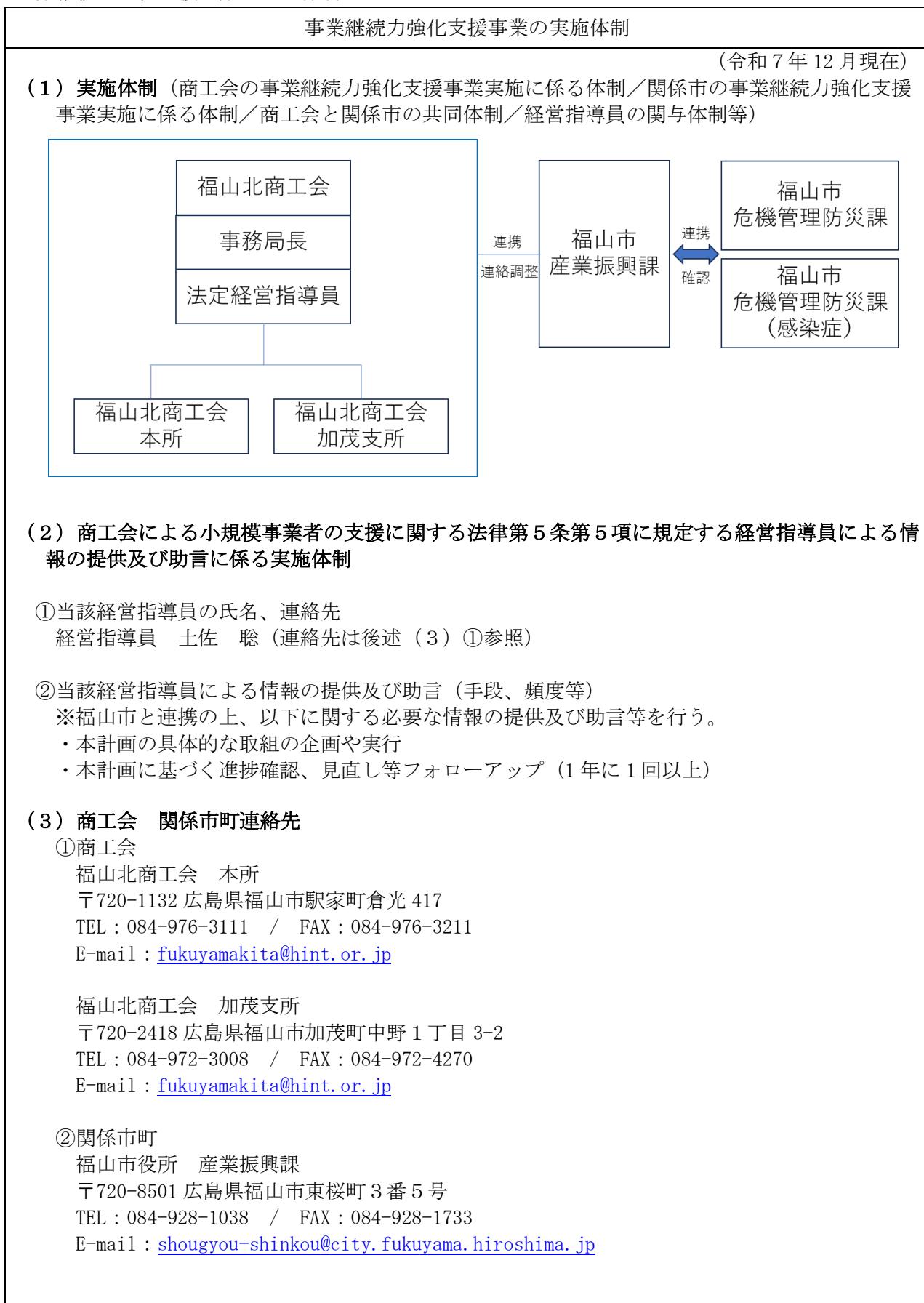
- ・広島県及び福山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について広島県や福山市、広島県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・防災・感染症対策費	100	100	100	100	100
・消耗品・事務費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福山市補助金、広島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	